

東京日英学院

学 則

令和 8 年 4 月 6 日

東京日英学院学則

第一章 総則

(目的)

第1条 東京日英学院（以下「本学」という）は、大学院、大学、高等専門学校または専修学校の専門課程（以下「大学等」という）などに進学できる日本語及び日本文化の教育を通じて、わが国の伝統及び生活習慣を理解し、幅広い視野にたった有為な人材を養成し、もって地域連携並びに国際交流に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京日英学院（とうきょうにちえいがくいん）という。英語名称は「Tokyo JE Language School」という。

(位置)

第3条 本学は、東京都江東区木場5丁目11番13号2階に置く。

第二章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース・修業期間・収容定員及びクラス数は次のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第一部 (朝の部) 進学コース	2年	60名	3クラス	
	1年9ヶ月	40名	2クラス	
	1年6ヶ月	20名	1クラス	
	小計：	120名	6クラス	
第二部 (昼の部) 進学コース	2年	60名	3クラス	
	1年9ヶ月	40名	2クラス	
	1年6ヶ月	20名	1クラス	
	小計：	120名	6クラス	
第三部 (夕方の部) 進学コース	2年	60名	3クラス	
	1年9ヶ月	20名	1クラス	
	1年6ヶ月	20名	1クラス	
	1年3ヶ月	20名	1クラス	
	小計：	120名	6クラス	
合 計：		360名	18クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは4月（又は7月、10月、1月）に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- (3) 長期休業期間
 - 1) 春季休業(3月下旬から4月上旬の約3週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 2) ゴールデンウィーク(4月下旬から5月上旬)
 - 3) 夏季休業(7月下旬から8月中旬の約3週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 4) 冬季休業(12月下旬から1月上旬の約3週間、終始日は各年度前に決める。)

2 教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事情があると学校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、休業日を変更することができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると学校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 本学の授業の単位時間は45分とし、45分を1校時とする。

2 授業の終始時刻は、次のとおりとする。

	第一部 (朝の部)	第二部 (昼の部)	第三部 (夕方の部)
1限目	8:00 ～ 8:45	11:25 ～ 12:10	14:50 ～ 15:35
2限目	8:45 ～ 9:30	12:10 ～ 12:55	15:35 ～ 16:20
休憩	9:30 ～ 9:40	12:55 ～ 13:05	16:20 ～ 16:30
3限目	9:40 ～ 10:25	13:05 ～ 13:50	16:30 ～ 17:15
4限目	10:20 ～ 11:10	13:50 ～ 14:35	17:15 ～ 18:00

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休み時間に授業を行うことができる。

第三章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース

2年にわたり 1,520 時間とし、かつ、1 週間 20 時間とする。

(2) 進学1.9年コース

1.9年にわたり 1,340 時間とし、かつ、1 週間 20 時間とする。

(3) 進学1.6年コース

1.6年にわたり 1,140 時間とし、かつ、1 週間 20 時間とする。

(4) 進学1.3年コース

1.3年にわたり 960 時間とし、かつ、1 週間 20 時間とする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、6段階評価とする。

評定	達成率	合否
A	90%以上	合格
B	80%以上	合格
C	60%以上	合格
D	50%以上	合格
E	50%未満	不合格
F	未受験	不合格

この場合、評価は教務委員会の議を経て行うものとし、学生にその旨周知するものとする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

(1) 学校長

(2) 教務主任

(3) 教員 18名以上（教務主任を含み、うち専任9名以上）

(4) 事務職員 4名以上（うち専任2名以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 学校長は公務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 教務主任は、教務を統括し、全課程の品質管理を行う。

5 教務委員会は、学校長、教務主任、教員及び担任講師で構成する。

6 教務委員、職員会議等の会議に関する規定は別に定める。

第四章 入学、休学、退学、転学、修了・卒業及び賞罰

(入学資格)

第 11 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12 年以上の学校教育又は、それに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みの者。

(2) 日本語を 150 時間以上履修し、CEFR の A1 相当以上の日本語能力がある者。

(3) 本学の理念及び教育方針に賛同し、誠実かつ勉学への意欲と勤勉性を有する者。

(4) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みの者。

(5) 入国後の経費を生徒本人に代わって支弁ができる経費支弁者を有する者、かつ入学後の生活ができる資金を用意している者、又はその能力を有する者。

(入学時期)

第 12 条 本学への入学は年 4 回とし、4 月、7 月、10 月及び 1 月とする。

(入学手続き)

第 13 条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他本学が定める必要書類をすべて揃えたうえ、第 19 条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、学校長が入学者を決定する。

(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 19 条に定める入学金、授業料、施設・教材費、校外学習費、保険料および必要な書類を添えて、入学手続きをしなければならない。

(4) 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合には、速やかに本学に申し出なければならない。

(休学・復学・転学)

第 14 条 生徒が疾病その他の正当な事由によって、1 ヶ月以上休学しようとする場合は、その事由および休学の期間を記載した休学届けに、医師の診断書その他必要な書類を添えて申請し、学校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、学校長にその旨を届け出て、学校長の許可を得て復学することができる。

3 転学は原則として認めない。ただし、両校の学校長が承認した場合はこの限りではない。

(退学)

第 15 条 学生が都合により退学しようとする場合は、その事由を記した退学届及びその他

必要書類を届け出て、学校長の許可を得なくてはならない。

（修了・卒業の認定）

第 16 条 学校長は、教育課程で定められた各コースについて第 9 条に定める学習の評価を行い、一定評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定するものとする。この場合、修了の評価に関しては教務委員会の議を経て行うものとし、学生にその旨周知するものとする。

2 学校長は、本学の所定の課程を半年以上修了した者に対して、素行良好で、学習の成績評価が D 以上かつ平均出席率が 80%以上の者の修了を認定し修了証書を授与する。

3 学校長は、本学の所定の全課程を修了した者に対して、素行良好で、学習の成績評価が D 以上かつ平均出席率が 80%以上の者の卒業を認定し卒業証書を授与する。

4 やむを得ない事情があつて出席率が 80%以下の場合、学校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず修了・卒業を認定し修了・卒業証書を授与することができる。

（褒賞）

第 17 条 学校長は、出席良好、かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第 18 条 生徒が学則その他本学の定める諸規則を守らず、生徒の本分にもとる行為があつたときは、学校長は当該生徒に対して懲戒を行うことができる。この場合、懲戒処分は教務委員会の議を経た後、当該学生に周知するものとする。

2 懲戒の種類は、訓告、退学および除籍の 3 種類とする。

3 前項の訓告は、生徒の本分に反する行為のうち、比較的軽微な規律違反について、書面により注意を与え、将来を戒める。

（2）学校長は前条に係る行為に該当する生徒に対して訓告を与え、3 回目となった場合には、退学を命じることができる。

4 前項 2 の退学は、生徒としての本分に著しく反する行為、または学業継続が困難と認められる場合に科す処分とする。次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

（1）素行不良で改善の見込みがないと認められる者。

（2）学力不振で改善の見込みがないと認められる者。

（3）正当な理由なく長期間連続欠席、又は平均出席率が著しく低い者。

（4）学校に届け出なく長期無断帰国した者（土日・祝祭日・長期休暇中も含む）。

（5）学校の秩序を著しく乱し、他の生徒の学習環境を害した者。

（6）授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。

（7）日本の法令に違反し、生徒としての品位を著しく損なった者。

退学処分を受けた者には、在籍期間に関する証明書および成績証明書を発行することが

できるが、以後の在学を認めないものとする。

5 前項2の除籍は、学籍を完全に抹消し、本校との一切の教育的関係を終了させる最も重い処分とする。次の各号のいずれかに該当する者は、学校長が除籍することができる。

- (1) 授業料を長期間にわたり滞納し、再三の督促にも応じない者。
- (2) 在留資格に応じた活動を確認した最後の日から1か月を経過しても所在不明である者。
- (3) 退学処分を受けた後、所在不明となり、連絡が取れない状態が1か月以上継続している者。

除籍処分を受けた者に対しては、本校は一切の証明書を発行しないものとする。

第五章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の納付金は、次の各号のとおりとする。。

(単位：円／税込)

コース 内訳	2年コース		1.9年コース		1.6年コース		1.3年コース	
	1年目	2年目	1年目	2年目	1年目	2年目	1年目	2年目
選考料	30,000		30,000		30,000		30,000	
入学金	60,000		60,000		60,000		60,000	
授業料	690,000	690,000	690,000	517,500	690,000	345,000	690,000	172,500
施設・教材費	76,000	76,000	76,000	57,000	76,000	38,000	76,000	19,000
校外学習費	10,000	10,000	10,000	7,500	10,000	5,000	10,000	2,500
保険料	12,000	12,000	12,000	9,500	12,000	7,000	12,000	4,500
小計：	878,000	788,000	878,000	591,500	878,000	395,000	878,000	198,500
合計：	1,666,000		1,469,500		1,273,000		1,076,500	

2 諸手数料その他の料金は、学校長が別に定める。

(納付金の納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、

その期間の授業料の振替えあるいは免除は行わない。

3 生徒が自己都合により休学した場合、授業料の返金はしない。

4 本学の特待生等、特別な事由のある場合は第1項の規定にかかわらず、学校長は、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することができる。

(納付金の滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、生徒納付金を定められた期日3ヶ月以上滞納し、その後において督促を受けても納入に応じない場合は、学校長は当該生徒に対して退学又は除籍を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 すでに納入した生徒納付金の返還規定は別に定める。

(納付金等に関する情報の明示)

第23条 納付金、その返還に関する規定は募集要項等に明示する。

第六章 点検・評価

(点検・評価)

第24条 日本語教育機関としての活動を自己点検し、その評価を行い、結果についてはいつでも公表できるようにする。項目は別途定める。

第七章 在籍管理 関連省庁報告

(在留期間、資格外活動許可)

第25条 職員は、生徒の在留期間、資格外活動許可の有無およびその内容を常に把握し、出入国管理及び難民認定法その他の関係法令に違反することのないよう、適切な助言および指導を行わなければならない。

2 入管法に基づき、1週間につき28時間以内の資格外活動許可を受けている生徒については、風俗営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定めるものをいう。）に従事しないことを条件として、その活動を認める。また、学校が定める長期休暇期間中における資格外活動については、1日8時間、1週間40時間を限度として活動を認める。

3 生徒は本校を離脱する場合には、終了届を提出しなければならない。

(出席状況)

第 26 条 職員は、各生徒の単位時間ごとの出欠状況を正確に把握するために適切な措置を講じるとともに、その記録を作成し、当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも 3 年間保存しなければならない。

2 1 か月の出席率（当該月の出席単位時間数を、出席すべき単位時間数で除した割合をいう。以下同じ。）が 80%を下回った留学生（「留学」の在留資格をもって在留する者をいう。）に対しては、出席率が 80%以上となるよう改善のための指導を行い、その指導内容および結果を記録しなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由により欠席した生徒については、この限りではない。

（関連省庁報告）

第 27 条 生徒が退学、転学、除籍となった場合、または長期欠席、もしくは 1 か月の出席率が 50%を下回った場合には、翌月末に地方出入国在留管理局へ報告を行うものとする。その他、関連省庁からの要請があった場合には、速やかに必要な事項を報告するものとする。

第八章 雑則

（寄宿舍）

第 28 条 寄宿舍に関する事項は、学校長が別に定める。

（健康診断）

第 29 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

（学則の学生への周知）

第 30 条 この学則は、ホームページに公表するとともに、入学時に学生へ周知するものとする。

（細則）

第 31 条 この学則の施行についての細則は、学校長が別に定める。

（附則）

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東京日英学院 納入金返還規定

2017 年 2 月 1 日制定

1. 目的

この規定は、東京日英学院において入学希望者および在校生が納入した費用を返還する際の基準として定める。

2. 対象となる費用と納入時期

2-1 出願選考料

入学許可時に納入。

2-2 入学金

在留資格認定証明書交付時に納入

2-3 授業料

以下の通りの支払い時期がある。

2-3-2 入学時

在留資格認定証明書交付時に納入。

在留資格認定証明書の有効期限を期限とする。

2-3-3 査証更新時

在留資格更新申請以前に納入。

査証の有効期限を期限とする。

2-4 施設教材費その他

以下の通りの支払い時期がある。

2-3-2 入学時

在留資格認定証明書交付時に納入。

在留資格認定証明書交付の有効期限を期限とする。

2-3-3 査証更新時

在留資格更新申請以前に納入。

査証の有効期限を期限とする。

3 入学時の返金

最初の授業が行われる月の一日を入学日とし、以下のように規定する。

3-1 在留資格認定証明書が不交付の場合

→ 出願選考料を除く全納入金を返還する。

3－2 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不来日の場合

→ 出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要。

3－3 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合

→ 出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認が必要。

3－4 入国査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

→ 入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却が必要。

3－5 入国査証を取得し来日し入学した学生が、入学日以前に入学辞退した場合。

→ 出願選考料と入学金は返還しない。授業料、施設設備費等は返金する。
ただし、出国し査証が無効になったことの確認が必要。

3－6 入国査証を取得し来日し入学した学生が、入学日以降に入学辞退した場合。

→ 出願選考料と入学金は返還しない。授業料、施設設備費等は退学と同じ扱いとする。

4 退学にかかわる返金

退学届けが出されたことをもって退学とする。

納入されている授業料・施設教材費を月割りとし、退学届けが出された月の翌月分以降を返金する。

ただし、他の在留資格への変更申請を行うか、出国し査証が無効になったことの確認が必要。

5. 除籍にかかわる返金

学則に定められた除籍となった場合は、原則として納入金は返金しない。

ただし、出国し査証が無効になったことが確認できた場合は退学として扱うこともできる。

6 附則

この規定は 2017 年 2 月 1 日より適用される。